

# 高山村長選挙について

任期満了（3月30日）に伴う高山村長選挙が次のとおり行われます。

**告示日** 3月13日（火）

**投票日** 3月18日（日）

**投票時間** 午前7時から午後6時まで

## 投票できる人

平成12年3月19日以前に生まれ、日本国籍を有し、平成29年12月12日以前から引き続き高山村の住民基本台帳に登録されている人。

## 期日前投票

期日前投票ができる場所、期間は次のとおりです。

**場所** 高山村役場

**期間** 3月14日から3月17日まで

**時間** 午前8時30分から午後8時まで

## 投票所入場券

世帯ごとに郵送します。

入場券が届かない場合は、早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

投票所及び投票時間は、入場券に記載されています。

なお、今回から入場券の様式が見本図のように変更となり、裏面に「期日前投票宣誓書」を掲載いたしました。期日前投票をされる人は、なるべく事前に記入して投票所へお越しくださいますようご協力よろしく願いいたします。

## 不在者投票

指定病院等における不在者投票については従来どおり行われます。

仕事のために村外へ出張するなどの場合には、高山村以外の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることもできますので、その手続き等については、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、身体に重度の障害がある人のために郵便等による不在者投票制度があります。この制度は、自宅等で記載した投票用紙を郵便等により選挙管理委員会に送付することができるものです。

郵便等による不在者投票をするには、選挙管理委員会での手続きが必要となりますが、この手続きには数日が必要となりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

高山村選挙管理委員会

（役場総務課内）

電話 0279-63-2111

# 見 本

## 表面

到着番号	
------	--

### 高山村長選挙投票所入場券

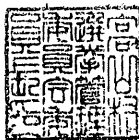
選挙人名簿番号	選挙人氏名	性別
頁	番	様
名簿対照		投票用紙交付

(世帯主)

様

投票区	投票の場所
投票の日時 平成30年3月18日(日) 午前7時から 午後6時まで	

高山村選挙管理委員会  
委員長 竹淵 征男



- この入場券は、必ず本人が投票所へ持参してください。
- 入場券を無くした時は、当日係員に申し出てください。
- 住所・氏名等に誤りがありましたら、選挙管理委員会に申し出てください。  
※裏面もご覧ください

## 裏面

[お知らせ]

- ◎ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

期日前投票ができる期間、時間及び場所	3月14日(水)～3月17日(土) 午前8時30分から午後8時まで 高山村役場
--------------------	---

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

### 期日前投票宣誓書

私は、平成30年3月18日執行の高山村長選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から6のいずれかに○を付けてください。

1	仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む)に従事
2	上記以外の用事又は事故のため、投票区の区域外に外出、旅行又は滞在
3	疾病、負傷、妊娠、身体障害等のため歩行困難
5	住所移転のため、本村以外に居住
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は真実であることを誓います。

平成 30 年 3 月 日 (投票する日)

氏名	
現住所	
選挙人名簿に記載されている住所	高山村大字 ※現住所と異なる場合のみ記入してください